

No. 164 (2019/8)

クアルコムに対する排除措置命令の取消審決について

関西大学教授 泉 克幸

目 次

1	はじめに.....	2
2	事案の概要.....	3
	(1) クアルコムについて.....	3
	(2) 第三世代の携帯無線通信について.....	3
	(3) 国内端末等製造販売業者とクアルコムとの間のライセンス契約について.....	4
	(4) 公取委（審査官）の主張.....	5
3	審決要旨.....	5
	(1) 本件契約の基本的な契約構造.....	6
	(2) 国内端末等製造販売業者の研究開発意欲阻害のおそれ.....	6
	(3) クアルコムの有力な地位が強化されるおそれ.....	7
4	解説.....	7
	(1) 非係争条項概観.....	7
	(2) 審決要旨(1)——本件契約に対する本件審決の基本的な捉え方.....	10
	(3) 審決要旨(2)及び(3)——本件審決の公正競争阻害性の捉え方.....	11
	(4) 最後に.....	14

1 はじめに

公正取引委員会（以下「公取委」という）は、平成 21 年（2009 年）9 月 28 日、米国法人クアルコム・インコーポレイテッド（被審人。以下「クアルコム」という）に対し、次のような理由から、排除措置命令（以下「本件排除措置命令」という）を行った¹。

クアルコムは、クアルコム等²が保有し又は保有することとなる CDMA 携帯無線通信³に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者⁴に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等⁵が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせており、これは、国内端末等製造販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、国内端末等製造販売業者と取引しているものであって、独占禁止法（以下「独禁法」という）19 条が禁止する不公正な取引方法の旧一般指定 13 項（現 12 項）⁶に該当する。

クアルコムが本件排除措置命令の全部の取消しを求めて審判を請求したため⁷、公取委は平成 22 年 1 月 5 日に審判手続を開始し、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、平成 31 年 3 月 13 日、クアルコムに対し、本件排除措置命令を取り消す旨の審決（以下「本件審決」という）を行った⁸。

公取委が策定する「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（2007 年 9 月 28 日・2016 年 1 月 21 日最終改定）（以下「知財ガイドライン」という）は、ライセンスの際に、ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーが有する知的財産権の行使をしないことを約束させる「非係争義務」（詳しい定義については後述）が一定のケースにおいては一般指定 12 項に該当する旨を明らかにする。本件においてクアルコムが国内端末製造販売業者に求める内容は、この非係争義務と同一もしくは類似したものである。本件審決では知財ガイドラインを度々引用しており、その意味で、本件審決は非係争義務に関する具体的事案に知財ガイドラインを当てはめ、公取委が独禁法上の解釈を示したものとして意義がある。

また、本件審決は公取委の行った排除措置命令を見直し、これを全面的に取り消したものである。正式な審判手続を経た後に違反事実なしとする審決の例としては、事前審

¹ 公取委命令平成 21 年 9 月 28 日・平成 21 年（措）第 22 号・審決集 56 巻第 2 分冊 65 頁。本排除措置命令の解説として、泉克幸「クアルコムに対する公正取引委員会の排除措置命令（2009 年 9 月 28 日）」SLN 121 号（2009 年）、鈴木孝之「携帯無線通信の技術ライセンス契約における非係争条項等が拘束条件付取引とされた事例」ジュリ 1391 号 116 頁（2009 年）。

² クアルコム並びにクアルコムの関連会社及び半導体集積回路の製造、販売等に係る事業に関する承継者として本件ライセンス契約（後述）において定義される者。

³ 携帯無線通信のうち、第三代携帯無線通信規格（標準化機関において、我が国における第三代の携帯無線通信の標準規格として承認されたもの）に適合するもの等をいう。

⁴ 我が国の携帯電話端末又は携帯電話基地局の製造販売業者をいう。

⁵ 国内端末等製造販売業者に加え、その親会社及び関連会社を含むものをいう。

⁶ 以下、特に必要のない限り、一般指定については現行のものに統一・修正して表記する。

⁷ 平成 25 年の独禁法改正により審判制度は廃止されたが、本件審判は平成 22 年 1 月 5 日に開始されたため、従来の審判制度の下、審理が続けられた。

⁸ 審判審決平成 31 年 3 月 13 日・平成 22 年（判）1 号。

査型の審判制度⁹の下での鐘淵紡績事件¹⁰や三菱エレベータ保守料金協定事件¹¹など、事後審査型の審判制度の下での JASRAC 事件¹²があるが、極めて珍しい¹³。さらに、クアルコムは周知のとおり、スマホ等の移動体通信に関する技術や半導体の市場において最有力の企業の1つである。同社に対しては、世界各国の競争当局が競争法違反の判断を下している中、今回、公取委が違反事実なしの審決を行ったことにも注目すべきであろう。

以下、審査官の主張も交え、本審決の考え方について解説を行うこととする¹⁴。

2 事案の概要

(1) クアルコムについて

クアルコムはアメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ市に本店を置き、携帯無線通信に関する技術に係る研究開発、携帯無線通信に係る知的財産権についての実施権の許諾等並びに携帯電話端末及び携帯電話基地局に用いられる半導体集積回路の製造、販売等に係る事業を営んでいる。

(2) 第三世代の携帯無線通信について

携帯無線通信の方式は、国際電気通信連合（「ITU」）並びに各国及び各地域の標準化機関において「規格」として規定されている。我が国では、平成13年以降、第三世代の携帯無線通信である CDMA 携帯無線通信を用いたサービスが提供されている。

我が国の標準化機関である社団法人電波産業会（「ARIB」）が設置した規格会議（以下「規格会議」という）は、平成12年3月、我が国における第三世代の携帯無線通信について、標準規格（「第三世代携帯無線通信規格」）を策定した。規格会議は本策定に際して、標準規格の内容の全部又は一部に必須の工業所有権（工業所有権とは、特許権、実用新案権及び意匠権をいい、出願中のものを含む。必須の工業所有権とは、当該知的財産権を侵害することなく、標準規格を満足する装置、機器、システム又はソフトウェアの製造、販売又は使用が技術的に不可能なものをいう。以下、一部を除き、基本的に

⁹ 独禁法の平成17年度改正法が施行（平成18年1月4日施行）される前は、公取委が違反事業者に対して排除措置を命ずるに当たっては、まず勧告を行い、応諾しない場合に審判手続が開始されるという事前審査型審判制度であったが、同改正法施行後は勧告制度が廃止され、公取委が排除措置命令を行った後、これに不服のある者が請求した場合に審判手続が開始されるという事後審査型審判制度へと移行した。

¹⁰ 審判審決昭和40年5月20日・審決集13巻18頁。

¹¹ 審判審決平成6年7月28日・審決集41巻46頁。

¹² 審判審決平成24年6月12日・審決集59巻第1分冊59頁。

¹³ かつて、筆者は、三菱エレベータ保守料金協定事件・前掲注(11)の評釈において、以下のような指摘を行ったことがある。「公正取引委員会が勧告を行う事件について公正取引委員会自らが審決を下すという審判システムに対しては、被審人の側に不信の念があったことは否めない。しかしながら、今回の『違反事実なし審決』は、適切かつ適正な手段・方法で争うならば、被審人が審判に勝利する可能性を示したという点で、大きな意義のある審決だといえる。また、『違反事実なし審決』については、勧告時の判断を逆転させるという意味で、公正取引委員会の審査体制の甘さを指摘することもできようが、審査官と被審人が主張をぶつけ合い、証拠を提出することで互いに攻撃と防禦を繰り返すという審判手続本来の姿の結果であり、むしろ審判制度が健全に機能していることを本件は立証したのではないかと考える」（泉克幸「エレベータ保守料金カルテル事件」平成6年度重判解（ジュリ1068号）（2006年）227、228頁）。本指摘は事前審査型の審判制度に対するものであるが、いわば「検察官と裁判官の両者を公取委が兼ねる」といった外観上の不公正さ、および、排除措置命令という公取委の当初の判断を、審判手続を経てそれを覆すという点は、事後審査型の審判制度についても当てはまるものである。本件の審理途中で、「検察官と裁判官の両者を公取委が兼ねる」という批判の結果、審判制度自体が廃止となったのは皮肉であり、その廃止の是非が改めて問われるべきかもしれない。

¹⁴ 本件審決を紹介し論じるものとして、根岸哲「クアルコム事件排除措置命令の取り消し審決」NBL1150号4頁（2019年）がある。

「技術的必須知的財産権」という¹⁵⁾に関する取扱いについて、「標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」（以下「基本指針」という）を定めた。

基本指針には、次のような取扱いが規定されていた。

a 規格会議は、一の標準規格で規定する内容の全部又は一部が必須の工業所有権の対象に含まれる場合にあつて、当該必須の工業所有権の権利所有者（以下「当該権利所有者」という）が、次の第一号又は第二号に掲げる取扱いを選択する場合は、標準規格の対象とし、第三号に掲げる取扱いを選択する場合は、標準規格の対象としない。（基本指針 1(1)）

一 当該権利所有者が、当該必須の工業所有権について、当該標準規格を使用する者に対し、一切の権利主張をせず、無条件で当該必須の工業所有権の実施を許諾する。

二 当該権利所有者が、当該必須の工業所有権の権利の内容、条件を明らかにした上で、当該標準規格を使用する者に対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該必須の工業所有権の実施を許諾する。

三 当該権利所有者が、上記各号に掲げる取扱いをしない。

b （略）

c 当該権利所有者は、一の標準規格で規定する内容の全部又は一部が必須の工業所有権の対象に含まれる場合にあつて、前記 a の第二号に掲げる取扱いを選択する場合、標準規格の名称、該当工業所有権（技術的必須知的財産権）及び実施を許諾するに当たっての対価等の条件を明示した上で、当該必須の工業所有権について、前記 a の第二号に掲げる取扱いを選択することを確認する旨の「別表第二号 必須の工業所有権の実施の権利に係る確認書」（以下「確認書」という）を規格会議委員長に提出する。（基本指針 2(1)、別表第二号）

クアルコムは、規格会議における標準規格（第三世代携帯無線通信規格）の策定に先立つ平成 12 年 1 月 21 日、前記 a の第二号の取扱いを選択し、確認書を規格会議委員長に提出した。同確認書には、合計延べ 127 件の該当工業所有権がクアルコムの技術的必須知的財産権として記載されていた。なお、規格会議委員長に提出された確認書における該当工業所有権（技術的必須知的財産権）の総数は延べ 583 件であった。

(3) 国内端末等製造販売業者とクアルコムとの間のライセンス契約について

国内端末等製造販売業者は、平成 11 年頃、通信事業者 M 及び通信事業者 N 等の電気通信事業者が、第三世代携帯無線通信規格に適合する携帯無線通信を利用したサービスへの移行を進めており、また、前記のとおり、平成 12 年 3 月には、規格会議が我が国における第三世代携帯無線通信規格を正式に策定したことなどから、CDMA 携帯電話端末等を製造、販売するため、自社以外の技術的必須知的財産権の保有者から実施権の許諾等を受ける必要があった。

一方、クアルコムは、前記のとおり、保有するという第三世代携帯無線通信規格に係る多数の技術的必須知的財産権が記載された確認書を規格会議委員長に対して提出するとともに、おおむね平成 11 年 8 月以降、国内端末等製造販売業者に対し、CDMA 携帯無線通信に係る技術的必須知的財産権を多数保有していることを主張し、国内端末等製造販売業者が CDMA 携帯電話端末等を製造、販売するために、クアルコムが保有する知的財産権について実施権の許諾を受けるように要請した。そして、クアルコムは、

¹⁵⁾ CDMA 携帯無線通信に係る技術に関する知的財産権には、技術的必須知的財産権には該当しないものの、装置、機器、システム又はソフトウェアに競争上の優位性を与えたり、市場で合理的に要求される可能性のある機能その他の特徴を与えたりする「商業的必須知的財産権」がある。

おおむね平成 12 年 3 月から平成 13 年 3 月にかけて、国内端末等製造販売業者との間で、CDMA 携帯電話端末等の製造、販売等のため、クアルコム等が保有する CDMA 携帯無線通信に係る知的財産権の実施権を許諾する旨の第三世代携帯電話端末向けライセンス契約及び（又は）第三世代基地局向けライセンス契約を締結した（以下「本件ライセンス契約」という）。

本件ライセンス契約には、次の 3 つの条項が含まれていた（以下、これらを併せて「本件無償許諾条項等」という）。また、本件ライセンス契約の期間は定められていない。

- i) 国内端末等製造販売業者は、クアルコムに対し、クアルコム等による CDMA 携帯端末及び CDMA 部品の製造、販売等のために、本件ライセンス契約において対象として特定された国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権の一身専属的（譲渡禁止）、全世界的及び非排他的な実施権を許諾する（以下「本件無償許諾条項」という）。
- ii) 国内端末等製造販売業者のうち 3 社は、クアルコム等に対し、又は、これに加えてクアルコムから CDMA 部品を購入した顧客（以下「クアルコムの顧客」という）に対し、クアルコム等による CDMA 部品の製造、販売等又はこれに加えてクアルコムの顧客がクアルコムの CDMA 部品を自社の製品に組み込んだことについて、本件ライセンス契約において対象として特定された国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて権利主張を行わないことを約束する（以下「クアルコム等に対する非係争条項」という）。
- iii) 国内端末等製造販売業者は、クアルコムのライセンシーに対し、当該クアルコムのライセンシーによる CDMA 携帯電話端末等の製造、販売等について、本件ライセンス契約において対象として特定された国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて権利主張を行わないことを約束する（以下「クアルコムのライセンシーに対する非係争条項」という）。

(4) 公取委（審査官）の主張

公取委は、本件無償許諾条項等を規定した本件ライセンス契約の締結が、国内端末等製造販売業者等の事業活動を拘束するものとして一般指定 12 項に該当するとして、平成 21 年 9 月 28 日、排除措置を命じた（「本件排除措置命令」）。クアルコムが本件排除措置命令の取消しを求めて審判を請求した。

審査官は、「クアルコムは、本件ライセンス契約を締結するに当たり、本件無償許諾条項等により、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせた（本件違反行為）」と主張した。また、「本件無償許諾条項等の制約の程度、内容が、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理であり、その制約による不利益を填補又は回避する可能性もなかったことからすれば、本件違反行為は、CDMA 携帯電話端末等に関する技術について国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあるほか、クアルコムの有力な地位を強化するおそれがあり、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすものであるから、公正競争阻害性を有するものと認めることができる」と主張した。

3 審決要旨

本件排除措置命令取消し

(1) 本件契約の基本的な契約構造¹⁶

「本件ライセンス契約は、クアルコムが国内端末等製造販売業者に対して CDMA 携帯無線通信に係る知的財産権の実施権を許諾する一方、国内端末等製造販売業者がクアルコムに対し、一時金及び継続的なロイヤルティの支払のほか、国内端末等製造販売業者のクアルコムに対する CDMA 携帯無線通信に係る知的財産権の実施権の許諾（本件無償許諾条項）又は国内端末等製造販売業者のクアルコム等及びクアルコムの顧客に対する CDMA 携帯無線通信に係る知的財産権の権利主張をしない約束（クアルコム等に対する非係争条項）をするというものであり、基本的な契約の構造としては、クアルコムが保有する知的財産権の実施権を許諾するのに対し、国内端末等製造販売業者も保有する知的財産権の非独占的な実施権を許諾するというクロスライセンス契約（特許権の一部について権利主張をしない約束をしているものを含む。以下同じ）としての性質を有するものといえる（クアルコムは金員の支払義務を負わず、国内端末等製造販売業者だけが金員の支払義務を負うことになっているものの、このような態様の契約も、クロスライセンス契約として非典型的なものとはいえないし、その金員の多寡も契約の性質自体に影響を及ぼすものとは認められない。）。また、クアルコムのライセンシーに対する非係争条項も、これを本件ライセンス契約に規定した国内端末等製造販売業者と、同様の条項を規定した他のクアルコムのライセンシーが、無償で、互いに保有する知的財産権の権利主張をしないことを約束するというものであって、相互に保有する知的財産権の使用を可能とするものとして、クロスライセンス契約に類似した性質を有するものと認めるのが相当である。そして、クロスライセンス契約を締結すること自体は原則として公正競争阻害性を有するものとは認められない（知財ガイドライン第 1・1、第 4・5(6)、同(9)の記述も、このような考え方を前提としているものと解される）。

そうすると、クロスライセンス契約としての性質を有する本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約について、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するなどして公正な競争秩序に悪影響を及ぼす可能性があることと認められるためには、この点についての証拠等に基づくある程度具体的な立証等が必要になるものと解される。」

(2) 国内端末等製造販売業者の研究開発意欲阻害のおそれ

「本件ライセンス契約に規定された本件無償許諾条項等によって、国内端末等製造販売業者がクアルコムに対して実施権を許諾し、又は、クアルコム等やクアルコムのライセンシーに対して権利主張をしないことを約束する知的財産権の範囲が、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理なものであることを示すような広範なものとはいえないことは、前記…で説示したとおりである。」

「また、本件無償許諾条項等が無償ライセンスとしての性質を有するとは認められないことも前記…で説示したとおりであるし、仮に、その一部が無償ライセンスとしての性質を有するとしても、そのことのみをもって、直ちに、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するものと認めることはできない。

さらに、本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約が不均衡なもの認めらるに足る証拠がないことも、前記…で説示したとおりであり、仮にクアルコムと国内端末等製造販売業者との間で契約内容が一部不均衡なものとなっていたとしても、そのことのみをもって、直ちに、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するものと認めることはできない。」

「本件無償許諾条項等の規定された本件ライセンス契約の内容や性質、そして、審査

¹⁶ 審決要旨の各表題は、内容に即して、適宜筆者が付したものである。

官の主張する広範性、無償性、不均衡性などの要素を総合的に考慮したとしても、基本的に知的財産権の非独占的な実施権を許諾するというクロスライセンス契約としての性質を有する本件無償許諾条項等の規定された本件ライセンス契約が、公正競争阻害性を有しないとされる一般的なクロスライセンス契約と比較して、その内容において、特に、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理なものであると認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。」

(3) クアルコムの実効的な地位が強化されるおそれ

「審査官が主張するように、クアルコムが、規格会議に対して第三世代携帯無線通信規格に係る技術的必須知的財産権を多数保有する旨の確認書を提出し、実際にもこれを保有していることなどから、クアルコムが CDMA 携帯電話端末等に関する技術に係る市場において実効的な地位を有していたものと認められるとしても、前記…のとおり、本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約が、国内端末等製造販売業者による CDMA 携帯電話端末等に関する技術の研究開発意欲を阻害するおそれを推認させる程度に不合理なものであるとまでは認められないことからすると、本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約によって国内端末等製造販売業者の研究開発意欲が阻害され、それによって国内端末等製造販売業者の地位が低下し、クアルコムの実効的な地位が更に強化されるという審査官の主張は、その前提を欠くものといえる。」

「本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約は基本的にクロスライセンス契約としての性質を有するものであり、クアルコムが、本件ライセンス契約に基づき、ライセンス料の支払を受けるほか、国内端末等製造販売業者等の保有する知的財産権の実施権の許諾や非係争の利益を得る一方で、国内端末等製造販売業者も、クアルコム等が保有する知的財産権の実施権の許諾を受けるのであり、クアルコムの国内端末等製造販売業者に対する知的財産権の実施権の許諾と、国内端末等製造販売業者のクアルコムに対する一時金及びロイヤルティの支払並びに知的財産権の実施権の許諾又は権利主張をしない旨の約束が均衡のとれていないものであると認めるに足りる証拠がないことからすると、本件ライセンス契約ないし本件無償許諾条項等が、保有する知的財産権の範囲を超えて、クアルコムの地位を一方向的に強化するものであると認めることはできない。」

4 解説

(1) 非係争条項概観

知財ガイドラインは、「ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の権利をライセンサー又はライセンサーの指定する事業者に対して行使しない義務（ライセンシーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の特許権等をライセンサー又はライセンサーの指定する事業者に対してライセンスする義務を含む）」を「非係争義務」と定める¹⁷。非係争義務を内容とするライセンス条項は、一般的に非係争条項や NAP 条項（Non-Assertion of Patent Clause）などと呼ばれるが、そもそもこうした条項がライセンス契約において求められるのは、他の複数の商品やサービスの提供に欠かせない基盤となるような技術（プラットフォーム技術）の開発を安定的・継続的に行うためであるといわれる。すなわち、プラットフォーム技術はその性格のゆえに他の企業が有する特許権と抵触する可能性が高いが、その場合に、他の企業による特許権の行使を認めると、プラットフォーム技術の開発が困難あるいは不可能になってしまうという現実がある。こうした事態を回避するために、当該

¹⁷ 知財ガイドライン第 4・5(6)。

の事業分野において事業を営む複数の企業の間で、非係争条項が用いられることが多い。この点で、非係争義務には技術の標準化と類似した性格と合理性を認めることができる¹⁸。一定の合理性を有することから、知財ガイドラインも上記のような非係争条項自体を違法性の強いものとするのではなく、競争秩序に悪影響をもたらし、「公正競争阻害性」が認められる場合に不公正な取引方法の一般指定 12 項（拘束条件付取引）に該当するとの考え方を示している^{19 20 21}。

知財ガイドラインは非係争義務が公正競争阻害性を有する場合として、「ライセンサーの技術市場若しくは製品市場における有力な地位を強化することにつながる」（便宜上、以下「ケース 1」という）、又は「ライセンサーの権利が制限されることによってライセンサーの研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害すること」（同様に、「ケース 2」という）を指摘する²²。一般に、公正競争阻害性には、競争減殺効果、競争手段としての不当性、及び、競争基盤の侵害の 3 つがあるが、知財ガイドラインは、主として公正競争阻害性のうち競争減殺効果を、①「行為者の競争者等の取引機会を排除し、又は当該競争者等の競争機能を直接的に低下させるおそれがあるか否か」、②「価格、顧客獲得等の競争そのものを減殺するおそれがあるか否か」という観点から判断するものについて記述している²³。非係争条項の公正競争阻害性に関するケース 1 及びケース 2 は、いずれも、①の観点から導き出されるケースであると考えられる。また、知財ガイドラインは、競争手段として不当か、及び、競争基盤の侵害となるかについては別途検討すると述べている²⁴。非係争義務に関しては、特に、競争基盤の侵害か否かという要素が検討された上で、優越的地位の濫用（独禁法 2 条 9 項 5 号）に該当するケースが想定される²⁵。

¹⁸ 稗貫俊文『市場・知的財産・競争法』（有斐閣、2007 年）33 頁は、非係争条項（NAP 条項）の特徴と意義について次のように説明している。「NAP 条項は、それ自体違法性の強い条項と評価することは適当ではない。…規格の標準化は、そのために不可欠な技術の支えがなければならず、そのような技術を提供したコアメンバー事業者は、規格標準製品が全メンバー事業者により円滑に開発、製造、販売され、規格標準が普及するように全体の利益を考えた運営を考えるであろう。このような全体の利益を考慮することが NAP 条項を生み出す背景にあると性格づけても間違いではないであろう。すなわち、成立した規格標準は、特許権侵害訴訟に対して、それが些細な技術に関する特許侵害訴訟であっても、致命的な脆弱性を有している。非メンバー事業者や一部のメンバー事業者が…差し止めを請求すれば、基礎となった技術を提供したコアメンバー事業者だけでなく、規格標準に参加した全メンバー事業者の製品の開発、製造の事業計画のすべてが中止の脅威にさらされる〔以下略〕」。

¹⁹ 知財ガイドライン第 4・5(6)。

²⁰ 現行の知財ガイドラインは技術の利用に係る制限行為を、主として、①原則として不公正な取引方法に該当しない行為、②一定の場合に不公正な取引方法に該当する行為、③原則として不公正な取引方法に該当する行為の 3 つに分類する（便宜上、白条項、灰色条項、黒条項と呼ばれることがある）が、非係争条項は灰色条項に分類されている。

²¹ 本件審決においても、本件無償許諾条項等が反競争効果を有するとしても、当該条項等には正当化事由が認められるとしてクアルコムは以下のような主張を行っている（ただし、審決ではこの正当化事由については判断されていない）。「国内端末等製造販売業者がクアルコム等に対して知的財産権の実施権の許諾等をする条項は、クアルコムが、特許権侵害訴訟のリスクにさらされることなく、CDMA 部品を販売するためのものであり、ライセンサーがこのような目的でライセンサーに対してクロスライセンスその他の権利の付与を求め、これを得ることは一般的に広く行われていることからすれば、同条項の目的は正当である。〔中略〕国内端末等製造販売業者が他のクアルコムのライセンサーに対して知的財産権の権利主張を行わないことを約束する条項（クアルコムのライセンサーに対する非係争条項）は、同条項に同意するライセンサー間の特許の平和と国内端末等製造販売業者の競争力の向上という正当な目的を有している」（審決案・第 5・1(2)オ(イ)及びウ)。

²² 知財ガイドライン第 4・5(6)。

²³ 知財ガイドライン第 4・1(2)。

²⁴ 知財ガイドライン第 4・1(3)。

²⁵ 旧知財ガイドラインに相当する「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（公取委、

非係争条項が独占禁止法との関係で問題となった先例としては、マイクロソフト非係争条項事件²⁶（以下「マイクロソフト事件」という）がある。公取委が問題としたマイクロソフト（被審人）の行為の概要は以下のとおりである。「マイクロソフトは、平成13年1月1日以降、同16年7月31日まで、日本国内においてパーソナルコンピュータ（以下『パソコン』という）の製造販売を営む業者と直接交渉し、マイクロソフトの『Windows』という名称を付したパソコン用基本ソフトウェアをOEM販売することを許諾するための契約（以下『OEM販売契約』という）を締結するに当たり、同許諾を受けたパソコンの製造販売業者（以下『OEM業者』という）に対して、OEM業者が、当該パソコン用基本ソフトウェアによる特許権侵害を理由にマイクロソフト又は他の被許諾者等に対して訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項（以下『本件非係争条項』という）を含む契約の締結を余儀なくさせ、OEM業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けてこれと取引していた（以下、マイクロソフトがOEM業者と直接交渉し、本件非係争条項を含むOEM販売契約を締結することを『直接契約』という）。また、マイクロソフトは、平成16年8月1日以降の直接契約から本件非係争条項を削除しているが、上記の平成16年7月31日までを終期とする直接契約における本件非係争条項は、同年8月以降も引き続き効力を有している。これらの行為は、パソコンAV技術取引市場における公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを有するものであり、公正競争阻害性を有し、不公正な取引方法第12項（不当な拘束条件付取引）に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである」²⁷。

マイクロソフト事件審決は、特許・ノウハウガイドライン²⁸の考え方も参照した上で次のように述べ、マイクロソフトが本件非係争条項を含むライセンス契約を締結することが一般指定12項に該当すると判断を示した。「マイクロソフトは、遅くとも平成13年1月1日以降平成16年7月31日まで、パソコン用OS市場における有力な地位を利用して、パソコンAV技術取引市場における有力な競争者であるOEM業者に対して、極めて不合理な内容である本件非係争条項の受入れを余儀なくさせたものであり、当該行為は、OEM業者のパソコンAV技術の研究開発意欲を損なわせる高い蓋然性を有するものである。また…直接契約から本件非係争条項が削除された平成16年8月1日以降においても、本件非係争条項の将来的効力により、OEM業者のパソコンAV技術に対する研究開発意欲が現在に至るまでなおも損なわれている高い蓋然性を有するものであり、これらにより…本件非係争条項は、パソコンAV技術取引市場におけるOEM

1999年7月30日）（以下「特許・ノウハウガイドライン」という）の公取委による解説書、山木康孝編著『Q&A 特許ライセンスと独占禁止法』（別冊NBL 59号）（商事法務、2000年）218頁は、非係争義務が「優越的地位の濫用の観点から問題とされることがあることにも留意する必要がある」と指摘する（なお、この点も含め、知財ガイドラインと特許ノウハウガイドラインにおいて、非係争義務に対する基本的な考え方には変更がないと思われる）。

²⁶ 審判審決平成20年9月16日・審決集55巻380頁。本審決の解説として、栗田誠「パソコン用基本ソフトのOEM販売契約における非係争条項が拘束条件付取引に該当するとされた事例」ジュリ1367号96頁（2008年）、宮井雅明「ウィンドウズのOEM販売契約における非係争条項」公正取引698号26頁（2008年）、泉克幸「パソコン用基本ソフトのOEM販売契約に付された『非係争条項』」平成20年度重判解（ジュリ1376号）287頁（2009年）、白石忠志「マイクロソフトの非係争条項に関する公取委審決の分析」L&T44号4頁（2009年）、穂貴俊文「マイクロソフトNAP条項審決事件（公正取引委員会平成20年9月16日審決）の検討」NBL911号93頁（2009年）、東條吉純「パソコンOSのOEM販売契約に付された非係争条項が不当な拘束条件付取引とされた事例」ジュリ1394号101頁（2010年）、和久井理子「非係争条項と拘束条件付取引」経済法判例・審決百選〔初版〕196頁（2010年）、矢吹公敏「基本ソフトのライセンス契約における非係争条項」経済法判例・審決百選〔第2版〕188頁（2017年）などがある。

²⁷ 「マイクロソフトコーポレーションに対する審判審決について（ウィンドウズのOEM販売契約に係る拘束条件付取引）」（公取委、平成20年9月18日）。

²⁸ 特許・ノウハウガイドライン・前掲注（25）第4・3(6)。

業者の地位を低下させ、当該市場におけるマイクロソフトの地位を強化して、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを有するものである」。

審決案から分かるように、マイクロソフト事件における非係争条項の公正競争阻害性について公取委は、知財ガイドラインが指摘する「ライセンサーの技術市場〔パソコンAV技術市場〕における有力な地位の強化につながる事」および「ライセンシー〔OEM業者〕の研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害すること」の2つの観点から検討を行い、これを肯定する判断を行っている。

(2) 審決要旨(1)——本件契約に対する本件審決の基本的な捉え方

審査官は、本件無償許諾条項等を含む本件ライセンス契約の締結が一般指定の12項に当たると主張した。公正競争阻害性については、本件無償許諾条項等の制約の程度・内容が、①国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがある、②クアルコムの有力な地位を強化するおそれがある、との主張を展開した。この主張に対し本件審決は、審決要旨(1)で示したとおり、本件ライセンス契約の権利義務関係を総合的に検討すると²⁹、本件ライセンス契約の基本的な契約の構造はクロスライセンス契約としての性質を有している、との考え方を示した。本件審決はこの後も全体を通じて、本件ライセンス契約がクロスライセンス契約としての性質を有するとの指摘を何度も行っている。本件審決が、本件排除措置命令を取り消した根本的な理由は、こうした本件ライセンスの“特徴づけ”、あるいは“性質決定”にあったといえる³⁰。

本件審決は、「クアルコムのライセンシーに対する非係争条項も…クロスライセンス契約に類似した性格を有するものと認めるのが相当」と述べたのに続けて、「クロスライセンス契約を締結すること自体は原則として公正競争阻害性を有するものとは認められない」との考えを示し、知財ガイドライン第1・1、第4・5(6)、同(9)の記述も、このような考え方を前提としていると述べている。まず、知財ガイドライン第1・1では、「技術取引が行われることにより、異なる技術の結合によって技術の一層効率的な利用が図られたり、新たに、技術やその技術を利用した製品の市場が形成され、又は競争単位の増加が図られ得るものであり、技術取引によって競争を促進する効果が生ずることが期待される」とする。また、第4・5(6)（非係争義務）では、「ただし、実質的にみて、ライセンシーが開発した改良技術についてライセンサーに非独占的にライセンスをする義務が課されているにすぎない場合は、後記(9)の改良技術の非独占的ライセンス義務と同様、原則として不公正な取引方法に該当しない」と述べられており、そこで参考とされている第4・5(9)（改良技術の非独占的ライセンス義務）では、「ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーによる改良技術をライセンサーに非独占的にライセンスをする義務を課す行為は、ライセンシーが自ら開発した改良技術を自由に利用できる場合は、ライセンシーの事業活動を拘束する程度は小さく、ライセンシーの研究開発意欲を損なうおそれがあるとは認められないので、原則として不公正な取引方法に該当しない」との考え方が示されている。

²⁹ 具体的には、クアルコムと国内端末等製造販売業者の双方につき、ロイヤルティの支払の有無と料率、実施権の許諾をする知的財産権の範囲、実施権の許諾をする知的財産権の時的範囲（改良期間）、権利行使できなくなる相手方の範囲、クアルコムが知的財産権の実施権を許諾する期間、知的財産権の権利行使の制限などを検討している。ただし、クアルコムが保有する知的財産権については、規格会議に「適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該必須の工業所有権の実施を許諾する」ことを約束する確認書を提出していたものであったが、根岸・前掲注（14）8頁は、この事実を本件審決は考慮していない点を指摘する。

³⁰ 根岸・前掲注（14）8頁も、本件審決がマイクロソフト事件審決と異なり、本件ライセンス契約の公正競争阻害性を否定したもっとも重要な根拠は、本件ライセンス契約の基本的な構造がクロスライセンス契約としての性質を有すると捉えたところにあると指摘する。

しかしながら、第1・1については、技術取引一般の理解としては正当なものであるが、その直後に、「他方、知的財産制度の下で、技術に権利を有する者が、他の事業者がこれを利用することを拒絶したり、利用することを許諾するに当たって許諾先事業者の研究開発活動、生産活動、販売活動その他の事業活動を制限したりする行為は、その態様や内容いかんによっては、技術や製品をめぐる競争に悪影響を及ぼす場合がある」と述べるように、技術取引の中には競争に悪影響を及ぼすものがあるのであり、全ての技術取引が競争促進的なのではない。また、第4・5(6)で同様に考えてよいと述べられている同(9)において、ライセンシーがライセンサーに対してライセンスを義務付けられているのは、元々のライセンス契約における対象技術についての改良技術である。その意味で、ライセンサーからのライセンスがなければ生み出されなかった可能性の高い技術といえよう。他方で、本件の携帯端末等製造販売事業者が無償でクアルコム等及びその顧客や他のライセンシーに対して実施権を許諾したり権利行使をしない知的財産権に係る技術は、携帯端末等製造販売事業者が独自に開発したものも含まれることになり、上記第4・5(9)とはかなり事情が異なる。

さらに、クロスライセンスが有する競争促進的な効果としては、複数の権利者が保有する知的財産権を相互に利用することにより、当該知的財産権の利用価値を高め、権利者間の技術交流を促進する効果³¹がある。しかしながら、本件におけるクアルコムと国内端末等製造販売業者との関係及び本件ライセンス契約の内容に照らした場合、両者の技術交流を通じてシナジー効果が生まれ、新たな技術が開発されるなどの競争促進効果が認められるのかについては、必ずしも明らかではないように思われる。

(3) 審決要旨(2)及び(3)——本件審決の公正競争阻害性の捉え方

審査官は、知財ガイドラインに示された非係争義務が公正競争阻害性を有する2つのケースを踏まえ、本件契約の締結が、①CDMA 携帯端末等に関する技術について国内端末等製造販売業者の研究開発を阻害するおそれがあること（「ケース2」に対応）、及び、②クアルコムの有力な地位を強化するおそれがあること（「ケース1」に対応）を主張している。

まず、ケース1については、本件無償許諾条項等の制約の程度、内容が、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理であること（「主張1」という）、国内端末等製造販売業者は本件無償許諾条項等により被るおそれのある不利益を填補又は回避できなかったこと（「主張2」という）、本件無償許諾条項等の具体的な効果が認められ、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲阻害のおそれが具体的に立証されること（「主張3」という）を主張することで、立証を試みている。さらに、主張1については、(i) 本件無償許諾条項等の適用範囲が広範であること、(ii) 本件無償許諾条項等が無償ライセンスとしての性質を有すること、及び、(iii) 本件無償許諾条項等が不均衡であること、を挙げ、それぞれ主張を行った。

しかしながら、主張1を具体化した(i)～(iii)の主張、及び主張2と主張3のいずれに対しても、本件審決はそれを認めていない（審決要旨(2)）。そして、その考え方の根本にあるのが、前述した本件ライセンス契約がクロスライセンス契約としての性質を有するとの基本的な理解である。たとえば、主張(i)について、「本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約は、クロスライセンス契約としての性質を有するものであり、契約の性質上、双方の知的財産権の行使が制限されるのは当然であって、そのうちの国内端末等製造販売業者等の保有する知的財産権の行使が制限される部分

³¹ 「特許・ノウハウガイドライン」第3・2(2)ア参照。

のみを取り出し、その適用範囲の広範性を論じるのは適切とはいえない³²とか、「本件無償許諾条項等により実施権を許諾し、又は、権利主張を行わないと約束する国内端末等製造販売業者の知的財産権は、CDMA 携帯電話端末等の製造、販売等のための CDMA 携帯無線通信に係る技術的必須知的財産権及び商業的必須知的財産権（クアルコムの特許ライセンシーに対する非係争条項は技術的必須知的財産権のみ）であるが、この範囲が、携帯無線通信に係る携帯電話端末、基地局及びこれらに使用される部品の製造、販売等のための知的財産権のライセンス契約ないしクロスライセンス契約において実施権の許諾等の対象となる知的財産権の範囲として、通常のものとは異なり、特に広範なものであると認めるに足る証拠はない³³などと、本件審決は述べている。

また、ケース 2 に関して審査官は、(i) クアルコムにより本件ライセンス契約の締結を余儀なくされた結果、国内端末等製造販売業者による研究開発意欲を阻害するおそれがあり、これにより、相対的にクアルコムの有力な地位が更に強化される、(ii) クアルコムが、国内端末等製造販売業者が保有する技術を利用する際に費用の支出を免れることから、クアルコムが有利な条件で研究開発活動の原資を獲得でき、その有力な地位を更に強化すると主張した。しかし、ここでも本件審決は、本件ライセンス契約が基本的にはクロスライセンス契約としての性質を有するとの理解に重きを置き、(i) 及び (ii) の主張を否定している³⁴（審決要旨(3)）。

ところで、知財ガイドラインによれば、競争減殺効果の分析に当たっては、市場を画定した上で、「制限の内容及び態様、当該技術の用途や有力性のほか、対象市場ごとに、当該制限に係る当事者間の競争関係の有無、当事者の占める地位（シェア、順位等）、対象市場全体の状況（当事者の競争者の数、市場集中度、取引される製品の特性、差別化の程度、流通経路、新規参入の難易性等）、制限を課すことについての合理的理由の有無並びに研究開発意欲及びライセンス意欲への影響等を総合的に勘案し、判断することになる³⁵。審査官は、その主張の中で、「本件において検討の対象となる市場は、CDMA 携帯電話端末等に関する技術に係る市場（本件検討対象市場）である³⁶と述べている。まず、市場画定については、上記①の「CDMA 携帯端末等に関する技術について国内端末等製造販売業者の研究開発を阻害するおそれがある」との主張から、審査官は CDMA 携帯端末等に関する技術の研究開発市場を検討対象市場として画定しているようにも見える。しかしながら、知財ガイドラインが、「技術の利用に係る制限行為が、技術の開発をめぐる競争にも影響を及ぼす場合もあるが、研究開発活動自体に取引や市場を想定し得ないことから、技術開発競争への影響は、研究開発活動の成果である将来の技術又は当該技術を利用した製品の取引における競争に及ぼす影響によって評価することになる³⁷と述べるように、我が国では、研究開発を巡る競争については市場を観念し得ないとの考え方に立っていることから³⁸、本件でも、CDMA 携帯端末等に関する将来の技術に係る市場を検討対象市場として画定したと理解できる。

次に、競争減殺効果の分析については、審査官は、「本件無償許諾条項等が研究開発意欲を阻害させる効果を有し、クアルコムの地位を強化するおそれがある」という主張

³² 審決案・第 6・1(3)イ(イ) b(a)。

³³ 審決案・第 6・1(3)イ(イ) b(b)。

³⁴ 以上、審決案・第 6・1(3)オ。

³⁵ 知財ガイドライン第 2・3。

³⁶ 審決案・第 5・1(1)オ。

³⁷ 知財ガイドライン第 2・2(3)。

³⁸ これに対し、米国では、製品・役務市場及び技術市場と並んで、研究開発市場が認められている（U.S. Department of Justice and the Federal Trade Commission, Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property (January 12, 2017), section 3.2)。

1 及び主張 2 を通じて CDMA 携帯端末等に関する市場における競争の減殺のおそれを立証しようと試みている。その具体的内容を見ると、「本件検討対象市場において、国内端末等製造販売業者とクアルコムとが競争者の関係にあり、かつ、国内端末等製造販売業者が CDMA 携帯電話端末等に関する技術を保有する有力な事業者である」³⁹との短い主張はあるものの、全体的に眺めた場合、上で引用した知財ガイドラインの判断手法とかなり異なっている。本件におけるような立証手法はマイクロソフト事件でも見られ、同事件では、「①当該非係争条項が不合理である→②OEM 業者はそのような当該非係争条項の受入れを余儀なくされている→③その結果、OEM 業者のパソコン AV 技術の研究開発意欲が損なわれる高い蓋然性が生じる→④そのことにより、パソコン AV 技術取引市場の競争への悪影響がある」との枠組みで主張がなされ、審決もその主張を認めている。本件での審査官の主張はマイクロソフト事件でのそれと軌を一にしている、あるいは、それを踏まえたものと評価できる。競争減殺効果の分析を本件及びマイクロソフト事件においては知財ガイドラインが示すような客観的、直接的な手法を採らなかったのは、1 つには、本件が対象とする市場が「パソコン AV 技術取引市場」又は「CDMA 携帯電話端末等に関する技術に係る市場」であったことに理由があるかもしれない。すなわち、当該市場の競争に関しては、今後開発される技術が及ぼす影響が大きく、しかも、我が国の場合、技術開発そのものの市場を認めていないため、そうした技術の取引又はそうした技術を利用した製品の市場を画定し、そこでのあり得る競争を予測して検討する必要があるが、いずれも将来に関する検討・分析であり、困難性を伴うからである。

同じ非係争条項に関する案件であったが、マイクロソフト事件と本件審決とで結論が分かれたわけであるが、そもそもマイクロソフト事件の判断手法には消極的な評価も多かった⁴⁰。繰り返しになるが、非係争条項をクロスライセンス契約としての性質を有すると捉えたこと、及び、競争減殺効果を評価する際に、より客観的で高いレベルの分析を求めたことが⁴¹、マイクロソフト事件と本件審決の結論を分けたのであろう。

³⁹ 本件審決案・第 5・1(1)オ。

⁴⁰ 「研究開発意欲を損なうことによる技術取引市場への影響という数量化・可視化しにくい問題であるあるだけに、具体的な判断が定性的になることは避けられず、結局は『[公正競争阻害性の] おそれ』で足りるという法制に助けられた結果となっている」、「審決の認定は、利害関係者の供述や関係技術の事例的な検討に依拠しているところ、より客観的な技術マッピングや専門家による鑑定等を行う必要があったのではないかという印象を受ける」（以上、栗田・前掲注 (26) 97 頁)、「審決では、他の研究開発主体の状況については、ほとんど言及がない…少なくとも検討対象市場の参加者数を見極める必要はあったのではないか」（宮井・前掲注 (26) 30 頁)、「本件での問題が、研究開発意欲を損なうか否かという漠然としたものであることも相まって、結局のところ本審決は、『おそれ』という文言を最大限に活用して公正取引委員会が勝ちを拾った事例である、という印象を受ける」（白石・前掲注 (26) 5 頁)、「公取委が適示した証拠が、いかなる意味で、『競争減殺効果が発生する可能性があるという程度の漠然とした可能性』を越えて立証に成功しているとは必ずしも明らかではない」（稗貫・前掲注 (26) 98 頁)、「本件で採用された手法の妥当性には、疑問が残る…研究開発意欲の減退のような検証の難しい事情を理由として、企業結合を違法とすることには、米国・欧州では慎重論が強い…非係争条項と企業結合とでは、影響の発生時が異なりうるとしても、競争への影響が明らかではなく、競争促進効果をもつことが多い点では、共通している。本件においても、企業結合審査におけるのと似た慎重なアプローチが必要ではなかったか。審決が競争減殺効果の具体的危険が必要であると説明していることと整合しているのか…」（和久井・前掲注 (26) 197 頁) など。

⁴¹ 本件審決は、「不当な拘束条件付取引に該当するか否かを判断するに当たっては、具体的な競争減殺効果の発生を要するものではなく、ある程度において競争減殺効果発生のおそれがあると認められる場合であれば足りるが、この『おそれ』の程度は、競争減殺効果が発生する可能性があるという程度の漠然とした可能性の程度でもって足りると解するべきではなく、当該行為の競争に及ぼす量的又は質的な影響を個別に判断して、公正な競争を阻害するおそれの有無が判断されることが必要である」と述べる（審決案・第 6・1(1)イ）。

なお、審査官は本件違反行為につき、「クアルコムは…本件無償許諾条項等により、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせ」と述べるように、マイクロソフト事件と同様、クアルコムの「余儀なくさせ」という事実を重視した主張を行っている。この主張に対して本件審決は、「本件排除措置命令では、クアルコムが優越的地位にあるとして、その地位を濫用して国内端末等製造販売業者に対して不当に不利益となるような本件無償許諾条項等を本件ライセンス契約に規定することを余儀なくさせたとされているわけではなく、クアルコムの本件違反行為が一般指定第 12 項の規制する拘束条件付取引に該当するとされているところ、拘束条件が付された取引を『余儀なく』させたか否かは、拘束条件付取引に該当するための直接の要件となるものではない」⁴²と述べた。本件審決がいうように、審査官は本件行為を拘束条件付取引（一般指定 12 項）に該当すると主張しているのであり、優越的地位の濫用（独禁法 2 条 9 項 5 号）を問うているのではない。「余儀なく」させたという事実は、競争減殺効果を公正競争阻害性とする拘束条件付取引の立証には、直接には無関係である。もっとも、逆に言えば、クアルコムが CDMA 携帯端末等に関する技術に係る市場において優越的地位にあることを前提に、クアルコムが当該技術に係る知的財産権について FRAND 条件でのライセンスを約束していたことと合わせて、本件ライセンス契約の締結を「余儀なくさせた」との主張を行っていれば、本件審決とは異なる結論が導き出されていたかもしれない⁴³。

(4) 最後に

本件審決は本件排除措置命令を取り消し、クアルコムが非係争条項を含むライセンス契約の締結を求める行為につき、独禁法違反に当たらないとの判断を下した。クアルコムの知的財産権に関する経営戦略を巡っては世界各国で競争当局が問題視してきており⁴⁴、本件審決後も、米連邦取引委員会（FTC）がクアルコムによる高額なロイヤルティを要求したことや、半導体チップの供給を停止するなどの脅迫を行ったことなどを取り上げ、FTC 法 5 条違反を認定している⁴⁵。本件審決はこうした世界の潮流とは対照的である。“秒進分歩”とも評されるほど技術革新の速度が速い携帯電話の技術市場に関する本件審決が、審判開始決定から 9 年以上の年月を要したことと合わせて、その判断については更なる検証が求められるべきかもしれない。

⁴² 審決案・第 6・1(3)ウ。

⁴³ 根岸・前掲注 (14) 10 頁も、「本件を高額ライセンス料の徴収を含めクアルコムの国内端末等製造販売業者に対する優越的地位の濫用に該当するという問題の立て方をする 것도可能であり、このような問題の立て方によれば、あるいは異なった展開を見せることになっていたかもしれない」と述べる。

⁴⁴ 滝川敏明「標準必須特許の高額ロイヤルティと排他的ライセンス条項——中国クアルコム事件の日米韓 EU との比較」国際商事法務 43 卷 11 号 1617 頁（2015 年）、越知保見「日米欧中韓クアルコム事件についての横断的検討（上）（下）」公正取引 816 号 44 頁、817 号 41 頁（以上 2018 年）など参照。

⁴⁵ FTC v. Qualcomm Inc., Case No.17-CV-00220-LHK (N.D. Cal. May 21, 2019).